千 葉 県 税 理 士 会 木 更 津 支 部

会 費 免 除 規 則

木更津支部会費免除規則

（趣旨）

第１条　この規則は，支部規約第 42 条第２項の規定に基づき，支部会費及び特別会費（以下「支部会費」という。）の免除に関し，必要な事項を定める。

（免除の要件）

第２条　支部長は，会員が次の各号のいずれかに該当するときは，当該会員の申請により，幹事会の承認を得て，その負担すべき支部会費の全部又は一部を免除することができる。ただし，前事業年度以前の支部会費を滞納している会員は，当該滞納支部会費を納付した後でなければ免除の申請をすることができない。

⑴　税理士会員が引き続き１年以上病気療養により税理士業務を行うことができないため，支部会費の納付が著しく困難であると認められるとき。

⑵　会員が震災，風水害，火災その他これらに類する災害のため，税理士業務を行うことが著しく困難であると認められるとき。

⑶　税理士会員が税理士法第 43 条後段の規定により，税理士業務を停止しているとき。

２　前項第１号において，「支部会費の納付が著しく困難であると認められるとき」とは，前年分の個人住民税において所得割が非課税であった場合をいう。

（免除の期間）

第３条　支部会費の免除を受けることのできる期間は，前条第１項各号に応じ，次のとおりとする。

⑴　第１号該当者…免除を受けた月から通算して５年を限度とする。

⑵　第２号該当者…同一災害につき，被災月から３年を限度とする。

⑶　第３号該当者…就任月からその職にある期間。

２　支部会費を免除する期間は，前項各号に規定する月からその月の属する事業年度終了の月までとし，継続することを妨げない。ただし，この場合，新たに前条第１項に定める免除の申請をしなければならない。

（免除の申請）

第４条　会員が，第２条に規定する支部会費の免除を受けようとするときは，支部会費免除申請書（別紙様式）により，支部長に申請しなければならない。

２　前項の申請書には，次に掲げる書類のうち必要なものを添付しなければならない。

⑴　医師の診断書

⑵　前年分の住民税納税通知書の写し又はこれに準ずるもの

⑶　行政機関の発行したり災証明書の写し又はこれに準ずるもの

⑷　報酬のある公職に就いている事実を証する書面（辞令の写し等）

⑸　その他支部が必要と認めるもの

（申請書の審査及び通知）

第５条　総務部長は，前条に規定する免除の申請があったときは，これを審査し，その結果を支部長に報告しなければならない。

２　支部長は，前項の報告を受けたときは，これを幹事会に付議し，その結果を当該会員に通知する。

（免除の取消し）

第６条　支部会費の免除を受けている会員が，第２条に規定する免除要件に該当しなくなったときは，遅滞なくその旨を支部長に通知しなければならない。

２　総務部長は，前項の通知を受けたとき，又は支部会費の免除を受けている会員が，当該免除要件に該当していないことが明らかになったときは，これを支部長に報告する。

３　支部長は，前項の報告を受けたときは，当該会員の支部会費の免除を取り消し，その旨を当該会員に通知する。

（疑義の決定）

第７条　この規則に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは，幹事会において決定する。

（規則の改廃）

第８条　この規則を改正し，又は廃止しようとするときは，総会の議を経なければならない。

附　則

この規則は，平成13年４月２日から施行する。

附　則（平成13年12月18日）

この改正規定は，平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成23年５月12日）

この改正規定は，平成23年５月12日から施行する。

ただし，千葉県税理士会第10回定期総会において，「千葉県税理士会の会費免除規則」の一部改正の件が，原案どおり可決されることを停止条件とする。

附　則（平成28年５月12日）

１　この改正規定は，平成28年５月12日から施行する。

２　第２条の改正規定は，平成28年５月12日を含む事業年度分の会費から適用する。

（別紙様式）

年　　月　　日

千葉県税理士会
　　支部長　　殿

氏名・法人名　　㊞

登録番号・法人番号　第　　号
事務所　〒
所在地
電　話
支部名
生年月日・設立年月日

支部会費免除申請書

私は，支部会費免除規則第４条の規定に基づき，支部の会費及び特別会費の免除を受けたいので，下記の通り申請いたします。

記

１　免除の申請理由（該当項目「□」にチェックしてください。）
□①病気　　□②災害　　□③公職

【理由】（①病気の場合はその具体的な状況を，②災害の場合は被災日・被災状況を，③公職の場合は機関・役職・任期を記入してください。また，書ききれないときは別紙を添付してください。）

２　免除の申請期間
年　　月分から　　年　　月分まで（　　月分）

３　免除の申請金額
円

４　添付書類（該当項目「□」にチェックしてください。）

□①病気	□医師の診断書　□前年分の住民税納税通知書の写し等　□その他（　　）
□②災害	□り災証明書の写し等　□その他（　　）
□③公職	□辞令の写し等　□その他（　　）